



会 報 No. 400 令和7年 1月24日

【発 行 所】一般社団法人 荏原青色申告会
〒142-0054
品川区西中延1-2-4
電話 (3783) 3494
FAX (3786) 4955
【発行責任者】会 長 櫻 井 英 夫

小売、飲食、製造業等が減少し、業務委託やフリーランス等が増加するなど、個人事業の形態も以前と比較して大きく変化しております。そうした状況の中、青色申告会の目的である「税務経理の指導」「行政への要望発言」「税制改正に対する要望陳情」を変えず念頭に置き、会員皆様の事業継続のため、これまで以上に情報の収集を行い、的確な判断材料の提供に力を注ぐ所存でございます。

現在も大変厳しい状況が続いておりますが、このような時にこそ、会員の皆様と共に力を合わせ、希望をもつてこの難局を乗り切っていきたいと考えております。

ところで、今年は青色申告制度施行七十五周年、本会結成六十周年を迎える年でございます。

また、会員の皆様には、常日頃より本会の運営に多大なるご協力を頂き、そして、本日も寒い折にもかかわらず、賀詞交歓会にご出席下さりありがとうございます。

さて、昨年を振り返りますと、企業収益や雇用の改善等により景気は緩やかに回復しているとの報道もありますが、個人事業者にとりましては、円安や物価高騰が事業活動や生活に直接大きな影響を及ぼし、非常に厳しい一年でございました。

新年明けましておめでとうございます。令和7年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素より格別のご交誼ご指導を賜り、この場をお借り致しまして厚く御礼申し上げます。

また、会の安定した運営には、会員の増強が必要でございますので、お一人でも多くの方を青色申告会へご紹介下さいますよう、節にお願ひする次第でございます。

結びにあたり、巳年は脱皮する蛇のイメージから新しいことが始まる年と言われていると思います。

会員の皆様方にとりまして実感を結び、新年になりますよう、心から祈念申し上げます、新年のご挨拶と致します。

昨年6月より開始された定額減税は、所得の種類や扶養者の有無によって申告の仕方も変わる等、複雑な制度となっておりますのでしっかりと確認をしながら、混乱の無いようサポートして参ります。

そして、マイナンバーの普及とともに、e-Taxで申告される方が年々増加しております。本会では、東京税理士会荏原支部の先生方にご協力を頂きながら、希望する全ての方がe-Taxで申告できるよう努めてまいりますので、会員の皆様方におかれましては、いつにも増して本会の運営にご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

特に、一昨年10月より開始された消費税のインボイス制度も今年度は一年分となり、帳簿も以前にも増して複雑になっておりますので、引き続き研修会や個別サポートを行っていきたく考えております。

ところで、近年の税務行政はデジタルトランスフォーメーションを推進しております。本会も昨年より導入したクラウドシステムの技術を活かした業務効率化、進化する会計ソフトの対応等、会員の皆様の利便性の向上を目指してまいります。

まもなく令和6年分の所得税・消費税の確定申告期を迎えます。

昨年6月より開始された定額減税は、所得の種類や扶養者の有無によって申告の仕方も変わる等、複雑な制度となっておりますのでしっかりと確認をしながら、混乱の無いようサポートして参ります。

謹賀新年

旧年中は格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本年も倍旧のご支援の程よろしくお願ひ申し上げます。

会 長 櫻 井 英 夫

副 会 長 小 竹 勝 殿

副 会 長 伊 藤 昭 一 殿

副 会 長 鎌 田 智 百 論 殿

会 計 長 伏 木 博 一 殿

会 員 役 員 宮 川 博 一 殿

確定申告期の予約はお済みですか？

確定申告期の指導は「完全予約制」にて実施しております。

指導希望日をお知らせ頂いた方におきましては、指導日時を記載した「確定申告期指導」予約確認票（ハガキ）を発送しておりますので、希望日を連絡したにもかかわらず確認票が届いていない方は事務局までご連絡下さい。

また、希望日をご連絡されていない方で確定申告期に青色申告会をご利用される方は、お電話にて必ず希望日のご連絡をお願い致します。

表彰者紹介

本会より、下記方々が永年にわたる青色申告制度の普及育成と納税道義の高揚に尽力され受賞されました。心より敬意を表しお慶び申し上げます。

【東京都知事表彰】
櫻 井 英 夫 殿

【東京都主税局長表彰】
小 竹 勝 殿

【荏原税務署長感謝状受賞】
阿久津 宜 司 殿
葭 原 勝 之 殿

【品川都税事務所長感謝状受賞】
笠 原 泰 明 殿

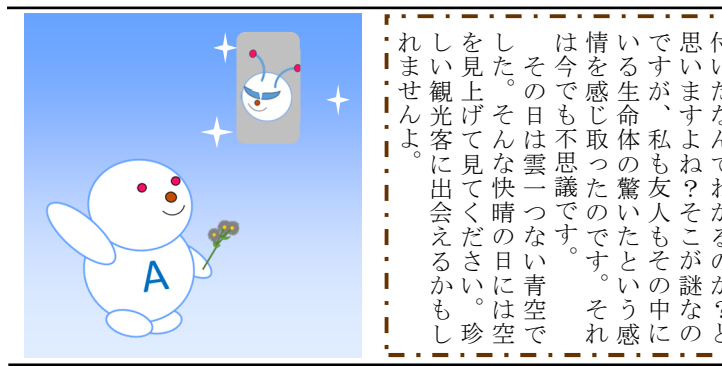
【品川区役所納税功労者感謝状受賞】
宮 川 博 志 殿

本会の行事予定		
2月		
10日(月)	代理送信スタート	
17日(月)	確定申告書提出開始 青色コーナースタート	
3月		
18日(火)	青色申告記念日	
24日(月)	第4回総務事業委員会	
27日(木)	第4回執行部会 会計会議	
31日(月)	第3回理事会	

会報配布時期についてのお願い

確定申告相談業務のピークとなる2月は会報の作成及び配布が困難となりますので、2月の会報配布はお休みさせて頂き、3月に2月配布分も含めて配布させて頂きたく存じます。

従って、次回の会報は3月に配布となりますので、ご迷惑をお掛け致しますが何卒ご理解ご協力の程お願い申し上げます。



税務署長より青色コーナーの協力依頼状を頂きました

本会は、荏原税務署長より、確定申告期に署の申告書作成会場に設置される「青色コーナー」への協力依頼状を頂きました。

「青色コーナー」は、来訪者に青色申告制度の内容を理解して頂いた上で、申請書の作成や記帳・決算のサポートを行うところです。

今年度も、本会の役職員一体となって青色申告の普及・拡大に取り組んで参る所存でございます。

青色PC・スマホ・タブレット教室のご案内

パソコン教室を開催致します。エクセルの使い方、スマホやタブレットの操作方法、LINE等分からない方向けの講座をご用意！皆様この機会に是非ご利用下さい。

■各コースの日程

①【エクセル初級講座】
日時：令和7年3月25日(火) 9：30～16：00
※ご自身のノートパソコン(Windows)をご持参下さい

②【スマホ・タブレット講座(iOS)】
日時：令和7年3月26日(水) 9：30～16：00
※iPhone・iPadなどご自身の端末をご持参ください

③【スマホ・タブレット講座(アンドロイド)】
日時：令和7年3月27日(木) 9：30～16：00
※アンドロイド系のご自身の端末をご持参ください

④【LINE基礎講座(iOS・アンドロイド共通)】
日時：令和7年3月28日(金) 9：30～16：00
※ご自身のスマホ・タブレット端末をご持参ください

■受講料 ①②③④全講座 1,000円
■会場 中小企業センター2階 中講習室

※お申込みはお電話又はFAXにて事務局までご連絡をお願いいたします。

編集後記

突然ですが、皆さんは未確認飛行物体というものを信じますか？

先日友人と、とある住宅街を歩いていた時の事です。何か気配を感じ見上げると、なんとそこにアルミで出来た土管型の塊が宙に浮かんできたのです。その物体に窓は無く、塊だけという感じで、た。音も何もありません。急いで携帯を探しましたが、見つからない。ならばとに瞬間記憶に残そうと目視した瞬間、その物体の中の生命体？も私達に気付き一瞬にして何十キロも先に瞬間移動してしまっただけです。でもなぜ何も見えていないのにこちらに気が付いたなんてわかるのか？と思えますよね？そこが謎なので、私も友人もその中にいる生命体の驚いたという感情を感じ取ったのです。それは今でも不思議です。

その日は雲一つない青空でした。そんな快晴の日には空を見上げて見てください。珍しい観光客に出会えるかもしれませんよ。

新年のごあいさつ

荏原税務署長

三國谷 嘉晃



一般社団法人荏原青色申告会の皆様、新年あけましておめでとうございます。

令和七年の年頭に当たり、謹んでお祝いを申し上げます。

櫻井会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、貴会におかれましては、永年にわたり申告納税制度の根幹である青色申告の普及、記帳水準の向上や税知識の普及を図るため、会員の皆様に対する記帳指導、確定申告期サポートや説明会、加えて青色キャンペーンをはじめとした地域に根差した様々な会活動に熱心に取り組んでいただいております。このような会活動への御尽力に対しまして深く敬意を表し、心から感謝申し上げます。

さて、間もなく令和六年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税の確定申告の時期を迎えます。確定申告期は、多くの方々に税務行政に接していただく機会であり、税務行政に対する信

頼と評価を得る上で、極めて重要であると考えております。

国税庁においては納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、税務行政のDXを進めているところです。こうした中、スマホ申告をはじめとした自宅等からのe-Tax申告の一層の推進を行っています。

また、消費税については、インボイス制度開始後二年目の確定申告となり、令和五年分の確定申告は令和五年十月から十二月の三か月分の申告であったところ、令和六年分は丸一年間分の申告となるため、適切な対応に努める所存です。

最後になりますが、本年は、「青色申告制度」が昭和二十五年（千九百五十年）一月に施行されて七十五年、また荏原青色申告会におかれましては、昭和四十年に設立されてから六十周年を迎えられるという一つの節目の年となります。

このような新しい年が、一般社団法人荏原青色申告会の益々の御発展と、会員の皆様の御繁栄の年となりますよう、心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

中学生の「税についての作文」

◆荏原納税貯蓄組合連合会の協力を得て中学生の税に対する作文を掲載致します◆

品川区立荏原第五中学校 九学年

二之宮 友理 さん

「地震に対する復興支援について」

私の姉は、地域みらい留学という制度を利用して、4月から石川県の能登町にある能登高校に1年間国内留学をしています。姉が留学している地域は、今年の元旦に能登半島地震で大きな被害のあった地域です。姉がこの地域に留学するということになり、ニュースで能登半島地震の被害を心配しながらテレビで見っていました。

留学した姉から聞いた話では、能登半島ではたくさんの被害があったということを知りました。例えば、姉が通っている高校では、水道が出なくなりトイレが使えなくなりました。そして道路が土砂崩れなどで通れなくなり、通学ができなくなった生徒がたくさんいたそうです。また、自宅が壊れてしまつて、避難所で生活をしている生徒もいるということを聞きました。学校の先生にも亡くなられてしまった方もいたそうです。

先日、租税教室でみんなが豊かな生活をするために税金が使われているということを知り、災害支援でどのように税金が使われているのかを調べたところ次のような復興支援に使われているということを知りました。

・地震で住んでいた家に被害にあった場合は補助金が支払われたり、仮設住

宅がつくられたりしている。

・道路や公共施設の再建に使われる。
・地震で観光業など被害のある事業者には、事業の再建のために融資、補助金が支払われる。

・地震により財産が被災した場合に税金の負担を少なくする。

姉の話では災害復興が進み、今は能登町の水は使えるようになっていたりなどだんだん通常の生活が送れるようになってきているそうです。ですが今だにあちこちの道路などに亀裂がはいつていたり、マンホールが1メートルくらい飛び出していたり、地震の被害がまだ残っているそうです。また高齢者の方が多くボランティアが足らず、被災したままの状態になっている家もたくさんあるということを知りました。税金は水道や道路などの復興支援に使われていることなど知ることができましたが、これらのことだけでは災害復興が進むわけではないということも分かりました。被災された方々が快適に過ごせるようになるためには税金だけでなく、ボランティアが必要だったり、被災者の心のケアが必要だったり色々な人たちの力が必要なのではと考えさせられました。

私も受験が終わったら能登について目を向け何か少しでも役に立ちたいなと思います。また関東でも地震が起るかもしれないのでどうすればいいかなど話し合ってみようと思います。

荏原税務署からのお知らせ

○申告書はご自分で書いて提出はお早めに
税務署での令和6年分の申告書の提出並びに納期限は

- ・所得税及び復興特別所得税……………**3月17日(月)迄**
- ・贈与税……………**3月17日(月)迄**
- ・個人事業者の消費税及び地方消費税…**3月31日(月)迄**

○納税には、振替納税をご利用ください。
令和6年分の確定申告分の振替納税日は、

所得税及び復興特別所得税	4月23日(水)	個人事業者の消費税及び地方消費税	4月30日(水)	です。
--------------	-----------------	------------------	-----------------	-----

令和6年分の確定申告期間中の**3月2日(日)**に限り、「**品川税務署**」において、所得税等の確定申告書作成のアドバイス・申告書の受付・申告書用紙の配布を行います。（提出された申告書等は荏原税務署へ送付します。）

- ◎上記の3月2日(日)は、
●**荏原税務署庁舎では執務を行っておりません**のでご注意ください。また、電話での相談も行っておりません。
- 国税の領収は行っておりません。国税の納付は、振替納税をご利用いただくか、平日に最寄りの金融機関で、**納期限(所得税及び復興特別所得税と贈与税は3月17日(月)、個人事業者の消費税及び地方消費税は3月31日(月))**までに行ってください。
- 荏原税務署での申告書作成のアドバイスなどは、平日のみ行っております。

○申告と納税はe-Tax（イータックス）をご利用ください。
自宅等からインターネットを利用して申告や納税ができる便利なシステムです。
※振替納税やe-Taxをご利用いただくためには、事前の手続きが必要です。



マイナンバーについて

税務署への申告書や届出書などを提出する際は、毎回、マイナンバーの記載＋本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

※本人確認書類とは

- ①マイナンバーカードをお持ちの方
マイナンバーカードのみ
- ②マイナンバーカードをお持ちでない方
通知カード＋身元確認書類(運転免許証等)

「税金の輪の中」

品川区立荏原第六中学校 九学年

白 井 咲 羽 さん

「薬は忘れずに飲みなさい。薬は無料ではなく、税金を使われているの。無駄にしないでちゃんと飲まない」と。服薬を忘れるたびに母に同じことを言われる。喘息。皮膚病。急な発熱。小さい頃の私は体が弱く、病気のオンパレードだった。特に皮膚が弱く、蚊に刺されると湿疹が出て全身に広がった。そのため母は複数の病院に私を連れて行ったが、どの病院で出された薬も効かず、やっと大病院で「小児ストロフルス」だと診断され、治療を受けたそうだ。今でも皮膚のトラブルで月に数回は病院に行き、毎日複数の薬を飲んでいく。幼い頃の話を聞いた時、病院での診察や治療に、たくさんのお金がかかったのではないかと心配になった。しかし私の住む区では、こどもの医療費助成制度があり、十八歳までは自己負担分を全て保障してもらえるそうだ。それがなければ、何軒も病院を回った医療費が高く大変だったことだろう。

診察費や薬代が税金と関係していることは母からの話でなんとなくわかってはいたが、先日税金の授業を受けて、税金が医療費や給食費に使われていることを具体的に聞き、税金は人の生活に役立つものだとして理解した。税金の使い道を習ったことで、私が利用できた「こども向けの医療費助成制度」の財源も税金であることを確かめたくなった。そこで、区に問い合わせてみ

たところ、考えていた通り税金から支払われていることが確認できた。私は、この助成のお陰で幼い頃から安心して通院ができていたのだ、と有難く感じた。

今まで、「税金」という言葉だけ聞くと、あまり良いイメージがなかった。中学生の私がすぐに思い浮かぶものは消費税だ。買い物をするとき自動的に加算されるため、「税金」が取られるものと、自分が払うことだけを考えていた。集められた税金が何に使われているのかあまり深く考えたこともなかった。しかし、税金は、人のために使われている。税金がなければ、日本の社会は成り立たない。国民から集めた税金は生活に関わるあらゆる場所で使われる。ゴミ処理、消防、救急車、公園。私も大人になれば、払う税金は増えてくる。そのとき、また、払う意味はあるのだろうか、何に使っているのか、などと考えるかもしれない。だが、実際に税金を使ったサービスを受けた際、その大切さがわかるに違いない。そのとき、税金は生活の一端を担っていることを再確認するのだ。

誰かが支払ってくれた税金で、私が安心して通院できたように、私の払った税金が誰かの役に立つだろう。税金は日本の社会を輪のように回っているのだ。自分の払った税金で知らない誰かが助かる。誰かの払った税金で自分が助かる。税金を納める事は、社会をより良くする。また誰かを助けることにもつながる。この輪のつながりを私たちは切ってはいけない。税金を払う、また使うことで社会全体がつながっているのだから。